

7. 公衆衛生看護部 平成14年度～平成22年度

福島富士子

生涯健康研究部

1. はじめに

公衆衛生看護部は、昭和23（1948）年5月に保健婦の再教育のため旧国立公衆衛生院衛生看護学部として設置された。その後幾多の変遷を経て平成元（1989）年に国立公衆衛生院全体の組織が見直される中で、当部は情報政策学系に分類され、公衆衛生行政学部と共に政策学に関係するものとして位置づけられ、「公衆衛生看護学部」と改称された。

平成14（2002）年度の国立保健医療科学院への移転、組織改編に伴い、その4月、公衆衛生看護学部はさらに現場の活動を重視する方向を表すため、名称から「学」を外し、「公衆衛生看護部」へと名称を変更し、新たなスタートを切った。この10年間は行財政改革、医療制度改革、市町村合併に伴う保健活動の多様化、地方分権による市町村保健活動の強化の必要性などへの対応として、4つの目標を掲げた。

その目標のもとに、公衆衛生の現場をより重視し、貢献する、本来の公衆衛生看護部としてのあるべき姿である多くの研究、研修活動を行ってきた。しかし、平成23（2011）年3月、国立保健医療科学院は歴史的にも大きな変革を余儀なくされ、大幅な組織再編成がおこなわれることとなった。この影響から、創設は戦前までにさかのぼる公衆衛生看護部は事実上、廃部を余儀なくされることとなった。

今回、国立保健医療科学院の10周年記念を迎えるにあたり、科学院に移転後の公衆衛生看護部が平成23年に廃止を迎えるまでの10年間について、活動を振り返り、果たしてきた役割と今後の担うべき責任について書きとめることとする。

2. 公衆衛生看護部の設置目的

「公衆衛生看護部」の設置目的は、国、及び地方自治体で働く公衆衛生技術者である看護職の研修を行い、資質の向上を図ることであり、さらに公衆衛生看護に関する調査研究ならびに研究調査を実施し、その結果を研修や現場支援に反映させながら、公衆衛生技術者の継続的支援を行うことである。

3. 公衆衛生看護部の組織および運営方針

この10年間、公衆衛生看護部は部長1名、室長2名（4室）、主任研究官、研究員の構成で運営された。平成14年

度～平成22年度までの職員配置は以下のとおりである。

公衆衛生看護部長

平野かよ子（平成14.4～平成20.3）

成木弘子（平成20.10～平成23.3）

看護理論室長

部長兼務（平成14.4～平成23.3）

看護マネジメント室長

鳩野洋子（平成19.4～平成20.3）

奥田博子（平成21.4～平成23.3）

ケアシステム開発室長

鳩野洋子（平成14.4～平成19.3）

福島富士子（平成19.4～平成23.3）

支援技術室長

福島富士子（平成14.4～平成19.3）

部長兼務（平成19.4～平成23.3）

主任研究官

奥田博子（平成14.4～平成21.3）

中板育美（平成18.4～平成23.3）

米澤純子（平成21.4～平成23.3）

杉田由香里（平成22.4～平成23.3）

研究員

中板育美（平成14.4～平成18.3）

米澤洋美（平成17.4～平成18.3）

各室の業務は以下のように区分していたが、公衆衛生看護活動は、その領域が広く、また活動内容も複雑化しており、各室は研究課題に応じ柔軟に対応し、適宜部員が共同で実施してきている。

【看護理論室】 公衆衛生看護の理論に係るものをつかさどる。

【看護マネジメント室】 公衆衛生看護に関する計画、評価その他のマネジメントの技術に係るものをつかさどる。

【ケアシステム開発室】 地域における公衆衛生活動の連携の方法及び技術の開発に係るものをつかさどる。

【支援技術室】 健康相談、健康教育及び地域組織の活動の育成支援の方法及び技術に係るものをつかさどる。

4. 公衆衛生看護部の目標

【保健活動の理論化】

行財政改革や医療制度改革，市町村合併に伴う保健活動の多様化への対応

- ・求められる新任教育・現任教育の必要性や到達水準の明確化
- ・保健活動の理論開発および評価指標の開発
- ・各領域における保健活動理念の開発

【保健活動の人材育成およびマネジメント】

分散配置等に伴う地区活動の弱体化と若手育成にむけた理念・技術の継承
基礎教育（教育機能）と現任教育（実践機能）との乖離の解消

- ・保健活動のシステム開発と政策形成・政策実践者としてのリーダー養成

【保健活動における地域ケアのシステムづくり】

地方分権に即した都道府県への支援を中心とした市町村保健活動の強化

- ・保健活動のシステム開発と政策形成
- ・保健活動に関する現場での研究活動の支援体制の強化

【保健活動の支援技術の開発と評価】

公衆衛生活動の企画・評価・施策化と成果の可視化

- ・地方自治体のニーズに沿った現任教育体制プログラムの開発と普及
- ・各領域におけるスキルの向上と実践化
- ・保健活動の技術開発および評価実践方法の開発

5. 研究の成果

【平成14（2002）年度～16（2004）年度】

- ①地域保健活動の政策評価に関する研究
- ②公衆衛生活動の展開に求められる基礎的技術に関する研究
- ③市町村母子保健計画書の数量的分析による計画書改定の評価
- ④少子化対策における妊娠・出産にかかわる政策提言に関する研究
- ⑤要介護状態予防が必要な対象把握に対する研究
- ⑥地域における自殺防止対策と自殺防止支援に関する研究
- ⑦これからの地域保健福祉対策に従事する保健師の活動の在り方に関する研究
- ⑧市町村合併に伴う住民参加型の日常生活圏域の設定と保

健福祉サービスの提供体制の在り方に関する研究

【平成17（2005）年度～19（2007）年度】

- ①市町村合併に伴う住民参加型の日常生活圏域の設定と保健福祉サービスの提供体制の在り方に関する研究（16年度から継続）
- ②男性高齢者に向けた介護予防サービス開発に関する研究
- ③団塊世代の退職後の健康づくりにむけたアプローチに関する基礎的研究
- ④生活習慣病の保健指導技術に関する研究
- ⑤自然災害時における保健活動に関する研究
- ⑥変革期に対応する保健師の新たな専門技能獲得に関する研究
- ⑦保健師指導者の育成プログラム開発
- ⑧フィジーにおける地域保健看護の現任教育の開発：実践・評価
- ⑨少子化社会における妊娠・出産に関わる政策提言に関する研究
- ⑩産後育児支援体制のあり方に関する研究
- ⑪次世代育成支援政策における産後育児支援体制の評価に関する研究
- ⑫児童虐待防止に関する研究

【平成20（2008）年度～22（2010）年度】

- ①独居がん終末期患者の在宅ケア—地域ケアシステムの構築に向けて—
- ②がん医療における緩和ケア・在宅医療連携システムモデルの構築支援に関する研究
- ③都道府県がん対策推進計画におけるアクションプランの実施プロセス評価およびサポート体制に関する研究
- ④地域のシステム構築における保健師のコンピ^oテンシーの開発・発展に関する研究
- ⑤住民主体のソーシャルキャピタルの形成活動プロセスと支援体制に関する介入実証研究
- ⑥行政と住民ネットワークの連携による孤立予防戦略の懸賞
- ⑦地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発および人員配置に関する研究
- ⑧災害・重大健康機器の発生時・発生後の対応体制および健康被害防止策に関する研究
- ⑨大都市における自然災害等健康危機発生時の保健活動体制と方法に関する研究
- ⑩地域健康安全を推進するための人材養成・確保のあり方に関する研究
- ⑪災害時における難病患者の支援体制の構築
- ⑫保健師等の従事者の地域住民からの暴力等に対する危機管理のあり方に関する研究
- ⑬セルフネグレクトに対応する介入プログラムの開発と地域ケアシステムモデルの構築
- ⑭次世代育成支援政策における産後育児支援体制の評価に関する研究

V. 各部活動報告

- ⑮母子健康手帳の作成と活用の状況に関する調査研究
- ⑯胎児期から乳幼児期を通じた発育・職生活支援プログラムの開発と応用に関する研究
- ⑰特定健診・保健指導開始後の実態を踏まえた新たな課題の整理と、保健指導困難事例や若年肥満者も含めた新たな保健指導プログラムの提案に関する研究
- ⑱保健師の活動方法の明確化とその化しかによる継承方法の検討
- ⑲地域診断から始まる見える保健活動
- ⑳中堅保健師の人材育成に関する調査研究事業
- ㉑保健師の地域組織活動に関する目標成果と評価指標を検討し保健師活動の評価法を開発する

6. 研究成果を通しての政策化への貢献

本部の其々の研究成果を通して、この10年間で、①自治体での保健活動の評価指標の普及、②人材育成ガイドラインをもとに自治体作成推進、③乳児全戸家庭訪問事業の創設、④妊産婦ケアセンター運営事業の創設、⑤虐待予防グループマニュアル作成、⑥災害時保健師派遣に関する指針など、公衆衛生における政策化へ貢献を行ってきている。

学会開催

部員が学会長として毎年、学会を開催してきている。

- 平成14年度 第2回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成15年度 第3回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成16年度 第4回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成17年度 第5回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成18年度 第6回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成19年度 第7回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成20年度 第8回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 平成21年度 第9回日本公衆衛生看護研究会総会・大会開催
- 第3回日本母子看護学会開催

7. 学会参加の活動

部長、部員は日本公衆衛生学会、日本地域看護学会など多くの学会で講演、シンポジスト、座長を担って活動してきた。

公衆衛生従事者への研修

地方自治体で活動している公衆衛生看護の管理者もしくは管理職候補者に対し、公衆衛生看護管理、活動展開の方

法、人材育成等に関わる教科目を提供し、受講者が公衆衛生看護のリーダーとしての資質を身に付けることを目標として研修を行ってきた。

長期研修は、平成14年（2002）度より1年間の研修である「専門課程Ⅱ：地域保健福祉分野コース」を継続的に開講している。さらに平成17年（2005）度からは3か月間の研修である「専門課程Ⅲ：地域保健福祉専攻科コース」を開講し、2コースの長期課程研修を担当し、全国の管理者候補の人材を育成してきている。

短期研修は、自治体で活動している公衆衛生看護の管理者に対し行う、公衆衛生看護管理者研修である「公衆衛生看護管理コース」、中堅者の実務能力の開発を目的とした研修である「公衆衛生看護活動方法論コース」を担当し、現場のニーズに即応した能力育成を目指してきた。平成19（2007）年度より「公衆衛生看護活動方法論コース」は、保健師リーダーの育成に焦点をあてるべく「公衆衛生看護中堅者コース（前・後）」に変更し、今までのコースにリーダー育成の目標も入れ込み、コースを刷新した。平成21（2009）年度からは、「公衆衛生看護管理コース」を、「公衆衛生看護管理者研修（実務管理）」、「公衆衛生管理者研修（人材管理）」の2コース体制とし、人材管理研修では、受講者が職場を離れることなく資質の向上が図れるように、一部、e-ラーニングシステムを取り入れ、開講してきた。

また、短期研修では、「児童虐待防止研修」、「地域精神保健従事者研修」、「生活習慣病対策研修」、「エイズ対策研修」、「健康危機管理研修」、「病院看護部長研修」、「実地疫学統計研修」、「介護保険指導監督中堅職員研修」などの一端も担当した。本部の職員が地方公共団体等に出向く、出張研修も多数行なわれた。

8. 公衆衛生看護部の10年

地方分権、市町村合併などによる地方公共団体組織の再編、医療制度改革によるサービス提供体制の変化、経済のグローバル化による地域格差などの、住民の健康問題に影響を与える重大な問題が続々と表面化してきた10年であった。

このような情勢の中、本部は、国立で唯一の公衆衛生看護の研究及び卒後の教育研修機関として、グローバルな視点に立ち、地方公共団体及び開発途上国の公衆衛生活動支援を展開してきた。常に現場において実践可能な政策提言を行うことを前提として、看護の立場で健康政策形成に参画する保健師等のリーダーのニーズに応える実践的な研究及び教育研修の推進に努めてきた。

「研修」・「研究」・「現場支援」の3つの機能を連動させた実践活動が保健医療福祉の教育・実践現場から支持されており、3機能連動の活動は現在も強く求められるところである。時代背景に即した研究を実施し、その成果は関連学会発表や、ガイドライン等として自治体の実践活用・普及へと努めてきた。

7. 公衆衛生看護部

卒後教育・研修体制については、できるだけ受講者が職場を離れること無く資質の向上が図れる教育研修プログラムの開発を行うと共に、ITを活用した遠隔教育を取り入れて行なった。さらに個別研修では経験できない、集団また対面によってのみ得られる学習効果を鑑みて、現場への職員の出張による研修等体制の拡大を図った。受講修了者への継続的なサポート体制の整備も図り、同窓会の活動も地道に行われている。

このたびの東北地方を襲った大震災、津波被害の現場において、東北はもとより、全国から大勢の保健師が被災地支援に入り、その活動と迅速な組織的対応も評価されている。この活動を支えた自治体の保健師たちは多くが当院の研修を受け、当院の職員ともつながりを持つ同窓会員である。

今年度、公衆衛生看護部は廃部となったが、国民の公衆衛生看護の課題は尽きることはない。使命も終えたわけではない。平成23（2011）年4月から、研修については部と

いう枠ではなく、長期課程、短期課程ともそれぞれの委員会組織の責任のもとで行われることがより明確となった。さらに研究業務については生涯健康研究部・保健指導分野に本部職員が配置され、其々の公衆衛生看護の研究を継続、発展する形となった。この新しい形で、公衆衛生看護の理念は継続され、展開し、発展していく。

現在、世界中で、先進国と呼ばれる国々において「看護」の名称がつく、国立研究・研修機関が存在しない国は見当たらない。いずれ、「看護」の名称をこの院でも使わずにはいられない時が来るであろう。その「時」を目指し、今は長い間に積み上げてきた理念をそれぞれの職員が継承し、現在の科学院の考えに沿い、領域にとらわれず、連携を重視していく時期であるのだろう。「看護」の枠にとどまることなく他職種との連携、協働を強化させ、公衆衛生を担う看護職としてさらに現場とのパイプを太く、実践に生かす研究、教育をさらに強化していくことが重要であると考えている。